でと、くらし、みらいのために 厚生労働省 秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

令和3年7月26日 【照会先】

秋田労働局賃金室

室 長 鷲谷 英樹 賃金指導官 佐藤 博幸

(電話) 018 (883) 4266 (内線 331)

秋田地方最低賃金審議会(令和3年度第3回)の開催について

秋田地方最低賃金審議会(会長 赤坂 薫)は、本年度第3回目の秋田地方最低賃金審議会を下記の日時に開催します。

今回の審議会では、秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の諮問のほか秋田県最低賃金 の改正決定の答申を予定しています。

なお、秋田地方最低賃金審議会に先立ち開催される秋田県最低賃金専門部会(金額審議のため非公開)の審議状況によっては、この日に答申されない場合があります。

また、秋田県最低賃金専門部会の審議次第で、秋田地方最低賃金審議会の開会時刻が変更されることがあります。

記

- 1 日 時 令和3年8月5日(木)専門部会終了後(午後3時00分目途)
- 2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室(5階)秋田市山王7丁目1番3号
- 3 議 題
 - (1) 秋田県最低賃金専門部会報告及び改正決定の答申について (予定)
 - (2) 秋田県特定最低賃金改正決定の必要性について (諮問)
 - (3) その他

4 傍聴等申込要領

(1) 傍聴を希望する報道関係者は、住所、氏名、電話番号、FAX番号及び所属を御 記入の上、FAXにて下記の宛先までお申し込みください。

(FAX番号018-864-6370 締め切り:令和3年8月3日(火)12時必着)

- (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていた だきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しましては、個別に御連絡させていた だきます。(傍聴可能な方については、特段御連絡いたしません。)
- (3) カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下の事項についてご協力願

います。

- ・当日は手洗い、マスク着用、咳エチケット等の一般感染対策の徹底にご協力をお 願いします。
- ・会議室入口に消毒液を設置しますので、手指の消毒にご利用ください。
- ・発熱等の症状が見られる方、感染者と濃厚接触した方は傍聴をお控えください。